

## 【日本医療ソーシャルワーク学会倫理指針及び倫理委員会規定】

(趣旨)

第1条 この規程は、学会員の実践・研究活動において、倫理指針を定めると共に倫理に違反する行為があった場合の手続き等について定める。また、倫理指針の遵守を促し、違反行為を防止することを目的とする。

(倫理指針)

第2条 日本医療ソーシャルワーク学会会員は、実践及び研究過程、その結果の公表にあたっては、良識と誠実さと倫理が要請されることを自覚し、本指針に則って行動しなければならない。

2 日本医療ソーシャルワーク学会会員は、実践家・研究者として、合理的な研究法に関する知見を探求し、使用することに努めなければならない。

3 日本医療ソーシャルワーク学会会員は、実践家・研究者として、新旧の先行業績を探索し、学界の研究水準の維持・向上に努めなければならない。

4 実践・研究上の具体的指針である、共同研究、引用、査読、事例研究、調査研究、データの管理などの詳細は別に定める。

(倫理委員会の設置)

第3条 医療ソーシャルワーク学会（以下「学会」という）は、学会の研究活動などに対し倫理に違反する行為に対処するために、理事会のもとに倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(倫理に違反する行為の定義)

第4条 この規程において「対象会員」とは前項の会員のうち第8条に基づき申し立てられた会員をいう。

2 「倫理指針に違反する行為」（以下、「違反行為」という）とは、実践・研究成果の作成・報告及び論文作成の過程における次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 研究成果の作成・報告及び論文作成(含む著作等)の過程におけるデータ、情報、調査結果等の捏造、改ざん及び盗用

(2) 上記第1号に準ずる違反行為

(3) 被験者、患者、会員等の人権を侵すような行為

(4) 前各号に掲げる違反行為の証拠隠滅又は調査妨害

(倫理委員会の構成)

第5条 委員会は次の委員（以下、「委員」という）をもって構成する。

- (1) 本学会会長（以下、「会長」という）の指名する委員長 1 名
  - (2) 委員長の指名する委員 若干名（学会員以外の委員も含む）
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（倫理委員会の業務）

第6条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 「倫理指針」の改正に関する事項
  - (2) 「違反行為」に関する調査及び報告書の作成
  - (3) その他委員会が必要と認める業務
- 2 前項第2号に規定する調査を行うにあたっては、その都度、調査委員会を構成するものとする。
- 3 調査委員会の委員は委員長が指名する。なお必要に応じて、本調査に関わる臨時の調査委員を加えることができる。

（委員会の運営）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長の指名による。
- 4 副委員長は委員長に事故あるときは、会務を統括する。
- 5 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 6 議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員は委員会を欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

（違反する行為の疑いの申し立て）

第8条 「違反行為」を発見した者、又は「違反行為」の疑いがあると認めた者は、原則として顕名による申立書を学会事務局に提出して申し立てを行うことができる。

- 2 会長は、申し立てがあった場合には、第6条第1項2号にもとづき、すみやかに委員会に対し、調査を諮問しなければならない。
- 3 匿名による申し立てがあった場合の取り扱いは、会長の判断に委ねる。
- 4 会長は、委員会からの報告を受け、すみやかに理事会に諮るものとする。

（守秘義務）

第9条 委員会の委員は、「違反行為」の調査の中で知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(不服申し立て)

第10条 理事会により「違反行為」と認定された「対象会員」は、あらかじめ理事会が定めた期間内に、理事会に不服申し立てを行うことができる。

(申し立て者の保護)

第11条 申し立て者に対しては、申し立てを理由として不利益を受けないように、十分な配慮を行う。

2 悪意により虚偽の申し立てを行った者に対しては、本学会は適切な措置をとるとともに、氏名を公表するものとする。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成23年9月11日より施行する。

## 【別添】

### 共同研究・研究協力者

共同研究者・研究協力者からは文章を持って、インフォームド・コンセント（十分な説明を行い、同意を得ること）を得ることとする。

共同研究・研究協力者が未成年の場合や何らかの理由で有効なインフォームド・コンセントが受けられないと判断される場合は、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることとする。

共同研究の成果の発表にあたっては、共同研究の構成員は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いをうけるよう配慮しなければならない。

共同研究の組織の運営および会計は民主的になされなければならない。構成員の一部に過重な負担をかけた、不明朗であってはならない。

### 引用

研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示しなければならない。

長文にわたる引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。

引用は出来る限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許される。

### 事例研究

自験例（1例もしくは少数例）の事例および社会福祉実践の既存データを活用して研究する場合は、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

当事者・研究協力者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない。

自験例の事例を使用する場合、あるいは口頭発表する場合は、前もって当事者・研究協力者から文書で承諾を得ることを原則とする。

他験例の事例を使用する場合は、「引用」における規定が適用される。

### 調査

調査を実施する際に、必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。

調査用紙（質問紙）の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

調査結果を改竄してはならない。

調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。

調査用紙（質問紙）および結果データは開示要求に対応すべく、最低5年は保存されなければならない。

他者が行った調査で使用された調査用紙（質問紙）の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

### データ管理

結果データは事務局で一元管理をする。

調査研究のデータ管理は厳重に行わなければならない。これらの個人情報を含んだデータシート・記入用紙や、コンピュータファイルなどについては、原則として調査協力者を特定できる情報（氏名など）を削除したうえで管理する。

各データファイルはパスワードプロテクションなどのセキュリティー対策を講じたうえで慎重に取り扱う。

コンピュータ上のデータに関しては、そのコンピュータが完全にインターネット環境から独立している場合を除き、ファイル交換ソフト、スパイウェア等の影響を排除できるよ

うな配慮を行う。

調査データの物理的な管理は、施錠し収納するなどして、第三者の目に触れることがないようにしなければならない

研究データ使用の権利は、そのデータを直接集めた人だけでなく、研究に学術的な貢献をした人や組織すべてが何らかの権利を保有していると考えられる。研究発表においては、これらの関係者の権利にも十分な配慮をする

### 学会発表

学会で発表する場合は、その内容が時代の先端にあるか、独自性があることの自覚のもとで行わなければならない。

とりあえずエントリーしておき、発表の準備が間に合わない時にキャンセルするようなことはしてはならない。

相当数の発表時間を多数の研究参加者が第一発表者の名前を次々と代えて使用し、その会場を仲間独占するような発表は、認めない。

シンポジウムや個人発表等において、自分の割り当て時間を延長することは、厳に慎まなければならない。

### 研究資金など

団体等からの資金の提供を受けて研究を行った場合は、発表時あるいは研究論文にその旨を明記することを基本とする。

### ハラスメントの禁止及び差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語

ハラスメントにあたる行為を行ってはならない。

実践・研究業績を著書・論文・口頭等で発表する場合に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。

差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。

### 査読・書評

査読・書評などについての規定は査読委員会によるものとする。